

平成30年度 海外プロモーション映像活用事業助成金交付審査要領

平成30年4月18日

(目的)

第1条 この要領は、海外プロモーション映像活用事業助成金交付要綱第9条第2項に定める、海外プロモーション映像活用事業助成金交付審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査委員会は、理事長が委嘱する委員をもって構成する。なお、委員の数は原則として6名以内とする。

2 審査委員会に委員長を置く。委員長は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下「財団」という。)職員とする。

3 委員長に事故があるときは、理事長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員委嘱の承認のあった日から、その日の属する財団の会計年度の3月末日までとする。

2 特定の職により審査委員会の委員となった者に異動があったときは、その後任者が引き続き審査委員会の委員となる。

3 前項による委員の任期は、現任委員の残任期間とする。

(審査委員会の開催)

第4条 審査委員会は委員長が必要に応じて招集する。

2 審査委員会の議長は、委員長をもってあて、会務の総括を行う。

3 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(審査方法)

第5条 審査委員会の審査は、次のとおりとする。

(1) 前条に定める審査委員会を開催し、申請書類及び申請者によるプレゼンテーションを実施したうえで、別表に掲げる審査基準を基に審査を行う。なお、映像制作を行う委託事業者によるプレゼンテーションは認めない。

(2) 前号の審査の結果を踏まえ、審査委員会において協議の上、予算の範囲内で助成金交付候補者を決定する。

(会議の非公開)

第6条 審査委員会の会議は、会議の秘密に属する事項を保護するため、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、財団映像産業振興課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

別表 (審査基準)

審査項目	配点 (100点満点)
1、事業目的および企画全体の連動性	20点
2、事業の実効性	15点
3、予算規模の妥当性	10点
4、映像コンテンツの内容	20点
5-1、連動事業の有効性 (第4条第1項第1号)	15点
5-2、商談先の有効性 (第4条第1項第2号)	
6、事業の効果検証	15点
7、札幌映像撮影コーディネーターの活用の有無	5点
備考	
・点数は、委員1人につき100点満点とする。	
・【100点×審査委員の人数×0.65(65%)】の点数を、合格基準とする。	